

第1回 定例会

総務文教委員会 主な審査内容

●三倉岳県立自然公園休憩所の指定管理者の指定について

Q 三倉岳県立自然公園協議会の会員数、会費の状況、また会員の募集について問う。

A 一般会員37名、特別賛助会員23社、一般会員2千円、特別賛助会員1万円の会費である。募集の声を総会で実施しており、昨年の新規加入は1社である。

●大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

Q 総務省が示す消防団員の年間報酬について3万6千円で地方交付税を算定しており、出勤での日額は7千円としている。今回の5時間を超える出勤で6千円という額は少ないと感じるが。

A 消防団の事情を考え処遇改善について前向きに考えたい。

Q 大雨など警報が続いた時の出勤時間は最長でどの程度の想定か。

A 疲労等を考えると、直接の活動は8時間程度を限度と考えている。

●平成29年度大竹市一般会計補正予算(第5号)

【歳入】	
・地方創生拠点整備交付金	1千224万5千円
・ふるさと納税寄付金	4千500万円
【歳出】	
・健やか安心基金積立(再編交付金)	2千526万5千円
・文化財保存・継承事業 (地方創生拠点整備交付金)	2千449万1千円

Q ふるさと納税に係る事務手続きにおいて、ピークである年末は人手は足りたのか問う。

A 平成29年度は総務課総務係職員が年末年始出勤し、さらに12月初旬から1月下旬までの約2ヶ月間、臨時職員を1名配置した。

Q 今回の手すき和紙の里の工事は具体的に何を予定なのか。

A ドラム式のボイラーが故障したため電熱式に変更し、水槽の表面を作業がし易いように加工する。



手すき和紙の里 作業所

●その他の議案 5件

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決

生活環境委員会 主な審査内容

●損害賠償の額を定めることについて

Q 損害賠償金は保険から支払われると思うが、支払いがあったことがわかるように、決算書にも記載されたほうがよいと考えるが、記載されない理由を問う。

A 私有物件共済金の保険に加入しており、その保険金は市の会計は通さず直接相手方に支払われるため決算書には記載されない。

しかし、市が当事者であることに変わりはないため、保険金額が100万円以下の場合には議会の委任を受けて市長が先決し、議会報告を行い、100万円以上は議案として議会の議決を行う。



第1回定例会は、平成30年3月2日～3月26日の25日間行われました。
 詳細については、平成30年6月ごろに本会議録が製本されますので、市ホームページ、
 市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。市ホームページで中継録画もご覧いただけます。



さかえ公園

●大竹市公園条例の

一部改正について

Q 本市において運動施設の敷地面積の割合が50パーセントを超える公園は何ヶ所あるのか。また都市公園において運動施設以外に制限があるのか問う。

A 本市では、現在運動施設において敷地面積の割合が50パーセントを超える公園はない。また公園に運動施設以外には休憩所や遊戯施設や噴水などがあるが、建築物の面積要件について定めている。

●平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に

ついて

Q 債務負担行為の補正としては、特定健康診査等に要する費用及び人間ドック等に要する経費が増額になつている理由を問う。

A 特定健康診査・人間ドックいずれも受診者が増えている状況であり、当初設定した債務負担行為額では、予算不足が生じることが見込まれることから、増額補正を行うものである。

●大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

Q 実際に認知症や障害などで、収入申告の提出が困難という事例はあったのか問う。

A 入居者には毎年6月頃に申告の依頼をしている。当初の期限ではある程度未提出もあるが、電話や文書などで再度依頼することで、平成28年度及び29年度については全員から提出を受けている。

●大竹市介護保険条例の

一部改正について

解説

大竹市第7期介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度、32年度までの介護保険料額について、これまで市独自の基準だったものを国の基準に合わせた所得段階を変えるため条例を改正するもの

Q この度の改正で国の基準に合わせるということだが、もし合わせなくてもペナルティはないのか。

A 基準を市独自に設定したとしても国からのペナルティはない。

Q 保険料の設定の際に、国が示す基準はどのように示されているのか問う。

A 国の基準は介護保険法施行令で定められており、具体的な金額は同施行規則で定められている。

これを、変えることは可能であり、「国に定める額によることが適当でない」と認められる特別の必要がある場合に「変えることができる」とされている。

《委員より修正案の提出》

修正案

第7期の介護保険料を第6期と同じ市独自の所得段階で算出したものとするよう修正をする。

【趣旨】執行部の提案どおりに所得段階を変えると、増額になる方と減額になる方を比較した場合、増減の幅が大きくなっている。

特に、合計所得金額120万円から125万円の方は年額6,293円の増額となり、基準となる第5段階の方の204円と比べ30倍以上の増額となる。修正案の改定なら所得段階間の不公平感もなく、多くの市民の皆さまに理解をいただけるのではないかと考えた。特に所得の低い層の方への配慮をしていただければと考え、本修正案を提案する。

※起立採決の結果、修正可決

●その他の議案 15件

※採決の結果、修正案を含め

すべての議案が可決



本会議での採決の結果
 修正案を含めすべての議案が可決